

5月の納税

【納期は5月31日(木)】

軽自動車税 1期
国民健康保険税

*納税内に納めましょう。
*納税は便利な口座振替で
*口座振替は残高確認を!

下田市結婚新生活支援補助金
〜新婚夫婦の新生活を
応援します〜

婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、住居費・引越費用を補助します。

補助対象世帯・条件

- ①平成30年1月1日から平成31年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯
- ②夫婦の年間所得が340万円未満(貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得から控除します。)
- ③平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に結婚を機に新たに市内に住居を購入、賃借した世帯、引越しをした世帯
- ④対象の住居が市内にあり、補助金交付申請時に市内に住居を有していること。
- ⑤婚姻の届出日において、夫婦いずれも年齢が34歳以下であること。

自衛官募集中!
問合せ先 自衛隊静岡地方協力本部
伊東地域事務所 ☎0557-37-9632

ぜひご利用ください
下田市メール配信サービス
同報無線の内容や市の情報を配信しています

※紙面中、電話番号に市外局番の記載がない場合、市外局番は「0558」です。

市では、飼い主のいない猫の増加を防止するため、飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を行った場合、手術費の一部を補助します。

補助対象者
市民及び市内の団地で、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術及び耳カットを同時に受けさせたもの。

補助対象経費
不妊手術又は去勢手術、及び耳カットにかかる費用

補助金額
経費の2分の1以内の額(100円未満切捨)上限額1万円

〇オス
経費の2分の1以内の額(100円未満切捨)上限額6千円

必要書類等
交付申請書、不妊去勢手術処置証明書、手術後の猫の写真、領収書の写し、認め印等

※申請書等は市ホームページ・環境対策課(清掃センター)に備え付けてあります。

問合せ先
環境対策課(清掃センター内)
☎22213

⑥他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
⑦過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

補助対象経費
住居費、引越費用

補助金額
補助対象経費の合計額を対象に1世帯当たり上限30万円

申込・問合せ先
統合政策課政策推進係
☎22212

育児用品購入費を
助成します

市では、子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、乳児の育児用品購入費の一部を助成します。

対象者
乳児を監護している保護者

対象商品
市内の小売店舗(ドラッグストア、薬局、ホームセンター、スーパー等)で購入した乳児用の育児用品(中古品は除く)。

※対象用品は乳児が生まれてから購入されたものに限る。

対象外商品
一般家庭用品として兼用できるもの(空気清浄機、加湿器、ポット、カメラなど)

⑦過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

助成金額
乳児1人につき
30,000円(上限)

※助成の申請は1回限りです。領収書等はまとめてお持ちください。

助成期間・申請期限
満1歳の誕生日の前日までの購入分を助成しますので、同日までに申請してください。

必要書類等
対象品名(育児用品)が確認できる領収書の原本、申請者名義の通帳の写し、認め印

申込・問合せ先
福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎22216

清掃センターよりお願い

リサイクル収集終了後に、大量のガラスや陶器類が排出されることが、市内各所で多発しています。

これらは産業廃棄物のため、リサイクル収集での回収はできません。皆さまのご協力をお願いします。

また、不審な人物を見かけた場合は左記までご連絡をお願いします。

問合せ先 清掃センター
☎26686

飼い主のいない猫に
対する不妊去勢手術の
助成を行います

市では、飼い主のいない猫の増加を防止するため、飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を行った場合、手術費の一部を補助します。

補助対象者
市民及び市内の団地で、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術及び耳カットを同時に受けさせたもの。

補助対象経費
不妊手術又は去勢手術、及び耳カットにかかる費用

補助金額
経費の2分の1以内の額(100円未満切捨)上限額1万円

〇オス
経費の2分の1以内の額(100円未満切捨)上限額6千円

必要書類等
交付申請書、不妊去勢手術処置証明書、手術後の猫の写真、領収書の写し、認め印等

※申請書等は市ホームページ・環境対策課(清掃センター)に備え付けてあります。

問合せ先
環境対策課(清掃センター内)
☎22213

ごみ焼却炉工事に伴う、
ごみ減量をお願い

清掃センターでは、5月26日(土)から6月30日(土)まで、ごみ焼却炉の改修工事を行う予定です。工事期間中、ごみの収集、受付は通常どおり行いますが、焼却能力が著しく低下するため、ごみ減量にご協力をお願いします。

問合せ先 清掃センター
☎26686

平成31年下田市成人式

日時
平成31年1月13日(日)
13時30分開式

※今年度は午後開催となります。

会場 市民文化会館大ホール

対象者
平成10年4月2日〜平成11年4月1日生

〜案内状の送付について〜
市内在住者 平成30年9月1日時点で、市に住居登録されている方には、9月末頃までに案内はがきを送付します。

市外在住者 市に住居登録されていない方で参加を希望される方は、下記内容をEメールでお申込みください。

平成31年下田市成人式申込み
本文 ①新成人の氏名(ふりがな)、②案内状送付先の郵便番号、住所、③電話番号、④生年月日、⑤卒業中学校(又は小学校)

〇新成人企画・出演者募集
新成人による特技の披露や、アイデアを募集します。
個人・団体は問いません。
発表時間は15分程度です。

申込・問合せ先
生涯学習課社会教育係
☎25055
kyouiku@city.shimoda.jp

ポスター・標語・青パト写真募集!!
10月に実施される「全国地域安全運動」を啓発するため、ポスター・標語・青パト写真を募集します。

テーマ ①安全安心なまちづくり〜犯罪なくしてみんなの笑顔、②暴力団排除の徹底、③青色防犯回転灯装備車の活動中の写真

※応募要件等詳細は左記までお問い合わせください。
お問い合せ先
応募締切 5月28日(月)
申込・問合せ先
下田警察署管内防犯協会
☎2766

下田市職員出前講座

市民の皆さまが知りたい・学びたい内容を、市役所の職員が出向いてお話をする出前講座をぜひご利用ください。

対象 小学生以上で市内在住、5名以上の方々(小中学校単位での申し込みも歓迎です)。

開催日時 原則、土日祝日、12月28日から1月4日までを除いた日の9時から21時までの間で、1講座2時間まで。

開催場所 市内の公の施設、

地区集会所などの会場を受講者の方で用意してください。

申込方法 希望する日の2週間前までに申込書を提出してください。

料金 講師の派遣や資料は無料(施設借上料や有償資料代などは受講者負担)

実施できない場合
・政治、宗教、営利を目的とする集会などの場合
また、苦情やご要望をお聞きする場ではありません

申込・問合せ先
統合政策課政策推進係
☎22212 FAX23910

平成30年度 下田市職員出前講座メニュー

NO	講座名	講座の内容	担当課
1	市の家計簿	市の財政状況について	総務課
2	下田市の行政改革	今後予定している行革の内容、進捗状況について	
3	マイナンバー制度について	マイナンバー制度についての説明	
4	暮らしの中の税	各種市税の課税の仕組みや納税等について	税務課
5	家庭でできる防災対策	地震、津波等の災害に対する予備知識、防災対策について	防災安全課
6	観光おもてなし講座	観光案内の要点、心のおもてなし、市民の心得等について	観光交流課
7	観光づくりについて	市の観光の現状とその振興施策	産業振興課
8	下田市の農業について	農業制度等について	
9	景観を活かしたまちづくり	下田まち遺産、下田市景観計画について	建設課
10	伊豆縦貫自動車道について	伊豆縦貫自動車道事業の進捗状況について	
11	高齢者の在宅福祉事業について	市の高齢者の状況や在宅福祉事業制度について ※他の福祉制度も相談により対応可	福祉事務所
12	ご存知ですか?介護保険制度	介護保険制度の解説、介護保険の利用状況について	市民保健課
13	国民健康保険の豆知識	国民健康保険制度の概要	
14	後期高齢者医療制度について	後期高齢者医療制度についての説明	
15	いきいき健康講座	食生活の改善、健康管理、生活習慣病予防等について	
16	65歳からの介護予防のための健康・体力づくり	65歳からの介護予防のための総合的な健康・体力づくりのための講義・運動実技	
17	認知症サポーター養成講座	認知症の理解者であるサポーターの養成	環境対策課
18	65歳ノート活用講座	健康寿命と65歳ノートの活用について	
19	ゴミを減らしましょう!	ゴミの減量方法や収集・処理について	上下水道課
20	下田市の水道	水道のしくみ(水道水ができるまで:水道施設:水道料金)	
21	下水道の歴史と役割	下水道事業の歴史と役割について	生涯学習課
22	こんなにあります市内の指定文化財	市内の指定文化財について	
23	選挙の仕組み	公職選挙法に基づく各種選挙制度の概要	
24	リクエスト講座	メニュー以外の講座についても相談に応じますので、ご連絡ください。	選挙管理委員会

働き方改革の
説明会を行います

働き方改革や長時間労働の是正、無期転換ルール等の施策について説明会を開催します。

対象者 事業主、企業の人事労務担当者等

日時
5月11日(金)10時30分〜12時、
6月8日(金)、22日(金)
いずれも13時30分〜15時

定員 各回20人(先着順)

場所 公共職業安定所(ハローワーク下田) 1階会議室

※開催1週間前までの事前申込が必要ですが、

申込・問合せ先
ハローワーク下田
☎20288

納付はお近くのコンビニ・金融機関・郵便局・MMK設置店をお願いします。

問合せ先
下田財務事務所課税課
☎242018

甲種防火管理
新規講習案内

消防法第8条第1項の規定により、防火管理者を定めなければならない防火対象物で防火管理上必要な業務を適切に行うことができる管理的・監督的な地位にあって、資格を有しない方を将来、防火管理者として防火管理業務にあたることを予想される方

甲種防火管理 新規講習案内
対象者
消防法第8条第1項の規定により、防火管理者を定めなければならない防火対象物で防火管理上必要な業務を適切に行うことができる管理的・監督的な地位にあって、資格を有しない方を将来、防火管理者として防火管理業務にあたることを予想される方

納付は お近くのコンビニ・金融機関・郵便局・MMK設置店をお願いします。

問合せ先
下田財務事務所課税課
☎242018

自動車税は5月31日
までに納めましょう

納付は お近くのコンビニ・金融機関・郵便局・MMK設置店をお願いします。

問合せ先
下田財務事務所課税課
☎242018